

## 別海町自治基本条例見直し(案)

条項	見直し内容	説明	解説の修正
第3条第3号	「町長及び執行機関」を「執行機関並びにその補助機関及び附属機関」に改める。	自治基本条例では「町長」を「執行機関」に含めていませんでしたが、一般的な定義として「町長」は「執行機関」であるため、条例上の定義もそれにならうことにします。	有
第3条第4号	「町長部局」を「町長」に改める。	上記による。	有
第16条第1項	「住民、議会及び町長の発議」を「住民、議会又は町長の発議」に改める。	「及び」を使うと3者の発議が必要と読み取れるので、「又は」を使わずれかの発議でよい旨規定します。	無
第25条	「町民の信託」とあるのを「町民の負託」に改める。	別海町議会基本条例では「負託」を使っているため、それにならうことにします。	有
第28条第1項	「この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定め」を「この条例の基本理念、基本原則その他の規定」に改める。	「基本理念」「基本原則」は条例の規定であるのに、並列で「本条例の定め」を結んでいるため重複しています。	有
第29条第1項	同上	同上	有
第29条第1項	「町民の信託」を「町民の負託」に改める。	別海町議会基本条例では「負託」を使っているため、それにならうことにします。	無
第31条第1項	「この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定め」を「この条例の基本理念、基本原則その他の規定」に改める。	「基本理念」「基本原則」は条例の規定であるのに、並列で「本条例の定め」を結んでいるため重複しています。	有
第32条	「町民の信託」を「町民の負託」に改める。	別海町議会基本条例では「負託」を使っているため、それにならうことにします。	有 (33条も)
第33条第1項	「この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定め」を「この条例の基本理念、基本原則その他の規定」に改める。	「基本理念」「基本原則」は条例の規定であるのに、並列で「本条例の定め」を結んでいるため重複しています。	無
第33条第4号	「分かりやすく」を「わかりやすく」に改める。	ほかの条文、別海町議会基本条例では、平仮名書きになっているので、それにならうことにします。	無
第34条見出し	「執行機関の職員の役割及び責務」を「行政の職員の役割及び責務」に改める。	第3条の定義を変更したことにより整理します。	有
第34条第1項	「この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定め」を「この条例の基本理念、基本原則その他の規定」に改める。	「基本理念」「基本原則」は条例の規定であるのに、並列で「本条例の定め」を結んでいるため重複しています。	無
第36条第2項	「分かりやすい公表」を「わかりやすい公表」に改める。	ほかの条文、別海町議会基本条例では、平仮名書きになっているので、それにならうことにします。	無
第37条第4号	「分かりやすい資料」を「わかりやすい資料」に改める。	ほかの条文、別海町議会基本条例では、平仮名書きになっているので、それにならうことにします。	無
第45条第2項	「前項の規定により」を「委員会からの意見等を参考に検討し」に改める。	第1項は委員会を設置する規定なので「委員会を設置したことにより条例の見直しなどが必要」となるため、条例の見直しなどが必要となる前提を整理します。	無